

社会福祉法人桜ヶ岡福祉会役員等の費用弁償に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人桜ヶ岡福祉会理事、監事及び評議員並びに各種委員(第三者委員、入所検討委員)(以下「役員等」という。)に対して支給する費用弁償の支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

- 第2条 役員等が公務のため出張するときは、別表1に定める額を旅費として支給する。
ただし鉄道賃、船賃及び航空費については、社会福祉法人桜ヶ岡福祉会旅費規程に定める規定を準用するものとする。
2. 役員等が、招集に応じて出席する会議等の旅費は、別表2により支給する。
 3. 前二項に定めるもののほか役員等に支給する旅費については、社会福祉法人桜ヶ岡福祉会旅費規程の適用を受ける職員の例による。

(その他)

第3条 この規則の実施について、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1

区分	車賃 1 Km につき	日当 1 日につき	宿泊料 甲地方	宿泊料 乙地方	食事等
旅費	1 0 0 円	3, 0 0 0 円	14,800 円	13,300 円	1,000 円

備考 宿泊料の欄中、「甲地方」とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち規則で定める地域並びにその他これらに準ずる地域で規則で定めるものをいい、「乙地方」とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

別表 2

区 分	理 事	監 事	評議員	各種委員
会津管内からの場合	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円
会津管内以外からの場合	5,000 円	5,000 円	5,000 円	5,000 円

備考 区分の欄中、「会津管内」とは、会津地方の地域をいう。